

令和2年度 第1回堺市障害者施策推進協議会（書面開催）

案件（3）～（5）に関するご意見について

資料番号	ページ	項目	ご意見の要旨	回答
3-1	全般		各成果目標の「改善（A）」について、研修、取組、職員配置、グループホームの量的拡大などの具体的な数値案はあるのか。	「改善（A）」に対する具体的な数値目標は設定していませんが、記載しているそれぞれの取組において、目標を意識しながら、各担当で推進しています。
3-1	9	地域生活支援拠点等の整備について	住み慣れた地域で生活するためには、単身生活体験事業の活用が必要と思われる。	地域生活支援拠点の機能の1つとして体験の場が位置付けられております。将来の自立等に向けて、一人暮らしや集団生活の体験の活用は重要であると考えます。
3-1	9	地域生活支援拠点等の整備について	④【専門的人材の確保・養成】の相談支援機能強化事業について、専門家相談の実績として派遣件数6件とある。もっと、事業の周知をしたり使いやすくすると実績があがるのではないか。	専門家相談につきましては、基幹相談支援センターが地域の事業者と一緒に支援の方向性を考えていくうえで、専門家への相談が必要と思われる場合、市への協議のうえで利用となります。そのため、地域の事業者から直接市に相談が入ることは想定しておらず、市からの事業周知の必要性は低いものと認識しております。事業の方法については、基幹相談支援センターからの市への事前相談は維持しながら、検討していきます。
3-1	9	地域生活支援拠点等の整備について	④【専門的人材の確保・養成】について、事業者、職員の他、新たな人材の養成や掘り起こしなどの取組はあるのか。	資料に記載のとおり、事業者向け研修や新任相談支援専門員に対する研修等により、人材育成や定着を目的とした取組を実施しているほか、大阪府等と連携して、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会「福祉の就職総合フェア」を開催する等、人材確保の支援に努めています。 また、専門的人材の確保を推進する取組として、医療的ケアが必要な重症心身障害者を多数受け入れる生活介護事業所での看護職員の配置や重度障害者を受け入れるグループホームを運営する事業所での生活支援員及び看護職員の配置に対し市として補助を行っております。

資料 番号	ページ	項目	ご意見の要旨	回答
3-1 3-2	全般		障害の重い方、特に強度行動障害のある方が、地域で暮らすには様々な福祉制度が必要であるが、今までどのような課題が論議されてきたのかお聞きしたい。	本協議会においては、強度行動障害のある方への支援は難しく虐待につながる可能性が高いこと、又は障害特性に合った適切な支援、安心して暮らせる場が必要であることなどについて、意見交換がありました。 また、障害者自立支援協議会においてワーキングチームを設置し、強度行動障害のある方が地域で安心して暮らしていけるよう、継続的に支援を行う体制づくりについて議論しております。その中では、強度行動障害に対応できる事業所が少ない、専門的なアセスメントを取れる環境が不足しているといった課題が共有され、具体的な方策について検討を行っています。
3-1 3-2	全般		障害のある方が住み慣れた地域で希望する生活ができるように取組を推進していく必要があるという障害者の立場に立った評価がされている。次期計画でもこの理念の実現をめざして策定できればよい。	次期計画においても、現計画の基本理念を継承して策定する予定です。
3-1 3-2	全般		今回の報告の中では、合理的配慮に関する取組が見えない。日常的な困難は合理的配慮によって軽減されることもあると思われるが、なかなか考えが及ばない現場もある。計画策定の中で、合理的配慮について位置づけられるとよいと考える。	「合理的配慮」については、計画の「取組の基本方針」に位置付けております。この方針に基づき、個々の取組を推進していくこととしております。
3-2	全般		様々なサービスや事業で、精神障害者の利用実績が見込みを上回っている。見込を上げる必要がある。	障害福祉計画策定専門部会において、利用実績をふまえた見込量の設定を検討いたします。
3-2	全般		障害種別及びサービス別の内訳にも、「実績／見込量」の記載があると、設定した見込量の評価や課題が分かりやすい。	表記について、分かりやすい資料となるよう検討します。

資料 番号	ページ	項目	ご意見の要旨	回答
3-2	1	1. 訪問系サービス	訪問系サービスのうち、見込量と実績の差が大きい理由は何か。 (障害種別内訳の「児童」と、サービス別内訳の「行動援護」)	<p>「児童」については、障害児通所支援サービスである放課後等デイサービスの利用が、約3年前から急激に増え、それに伴い居宅介護の利用時間が減ったことにより、見込量と実績の差が大きくなったものと思われます。</p> <p>「行動援護」は、知的障害や精神障害により行動に著しい困難を有する人が、外出する際に、移動中の介護やその他必要な支援を受けるサービスですが、事業所の数が増えてきていることから、移動支援より専門性の高い支援を受けられるこちらのサービスに移行する方が少しずつ増えてきているのではないかと考えております。</p>
3-2	4	3. 居住系サービス	介護者が高齢になると介護ができなくなる。把握できている方について、将来を見据えて、暮らしの場の見込量を計画に盛り込む必要がある。	次期計画においても見込む予定であり、障害福祉計画策定専門部会において、検討いたします。
3-2	4	3. 居住系サービス	ろう者だけのグループホーム、又はろう者の1人暮らしを支えるサテライト型グループホームを作ってほしい。	<p>グループホームの整備を促進するにあたり、国庫補助金を活用した整備について市独自で整備費の上乗せ加算や新規開設の際の初度設備などに対して補助を行い、事業者負担の軽減を図っています。</p> <p>国庫補助金を活用した整備については、重度障害者の受入を行う事業者を優先的に選定することとしていますが、現在のところ、ろう者を専門的支援する事業者に限定した選定することは考えておりませんのでご理解ください。</p>
3-2	5	4. 相談支援	自立生活援助は実績がないが、理由を把握しているか。	<p>自立生活援助は、平成30年度に新設されたサービスであり、令和元年7月に1者が指定を受けています。</p> <p>なお、当該事業所においては、令和2年9月時点で、6名の方と契約をされていることとお聞きしており、今後実績があがってくるものと思われます。</p>

資料 番号	ページ	項目	ご意見の要旨	回答
3-2	5	4. 相談支援	計画相談支援、障害児相談については、なかなか実績が伸びていない状況がある。制度的に、この事業は実際の業務量に比して報酬が伴わない事業であるが、市としてどのように考えているか。方向性などをお聞きしたい。	利用者から相談支援を受け対応したものの、サービス等利用計画の作成に結びつかず、報酬算定に至らなかった事例や、モニタリング等の報酬算定対象以外の相談に頻繁に対応している事例等、報酬に結び付かない基本相談部分が多いことは相談支援事業所から聞いております。 計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所の不足は全国的な課題となっており、指定特定相談支援事業所の安定した運営が可能な報酬体系になるよう、二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議等を通じて、国へ要望しているところです。
3-2	6	5. 地域生活支援事業	地域生活支援事業の必須事業である理解促進研修・啓発事業について、とても大切な事業であるので、どのような取組をしているのか。	地域生活支援事業の必須事業である理解促進研修・啓発事業としては、キャップハンディ指導者養成派遣事業、街頭キャンペーン、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集を実施しております。 地域生活支援事業のほか、各所管課においても様々な啓発事業を行っております。
3-2	7	5. 地域生活支援事業	手話のできるサービス事業所等の情報がほしい。また、サービス事業所や相談支援事業所がろうあ者に対応できるよう、スキルアップやサポートを行う手話総合支援センターを設置してほしい。	今後の参考にさせていただきます。
3-2	7	5. 地域生活支援事業 (2) 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣について、範囲を限らず、幅広く必要な時に対応できるようにしてほしい。	今後の参考にさせていただきます。

資料 番号	ページ	項目	ご意見の要旨	回答
3-2	7	5. 地域生活支援事業 (2) 意思疎通支援事業	令和元年度の実績数が低くなっている理由は、新型コロナウイルスの影響でしょうか。 (要約筆記者派遣事業、重度障害者入院時コミュニケーション事業)	要約筆記者派遣事業については、会議等の開催回数で実績が増減しますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による会議等の中止も一因だと思われます。 「重度障害者入院時コミュニケーション事業」については、重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が入院した場合に、本人をよく知るホームヘルパーやガイドヘルパーを「コミュニケーション支援員」として病院に派遣し、医療従事者との意思疎通の仲介を行う事業であり、令和元年度は退院により利用しなくなった方が前年より多かったことなどが原因と考えております。
3-2	8	5. 地域生活支援事業 (5) 日常生活用具給付等事業	情報・意思疎通支援用具に、タブレット端末機を入れてほしい。限られた用具だけでなく、必要な物を必要な時に対応できるようにしてほしい。	日常生活用具に関しましては、さまざまな要望をいただいているところであり、本市におきましては、限りある財源の中で優先順位を定め、支給対象給付品目や支給要件等を決定していきたいと考えています。 なお、厚生労働省において、用具の要件として「日常生活品として一般に普及していないもの」という定めがあるため、今回ご要望のタブレット端末機につきましては、認められないものと考えております。